

# 平成29年度文部科学省税制改正要望事項

平成28年8月30日

※H28税制改正要望事項

## 1. 教育、科学技術イノベーション関係

- |  |        |    |
|--|--------|----|
| (1) 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充                                | 【法人税等】 | 拡充 |
| (2) 災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇措置の拡充                         | 【所得税】  | 拡充 |
| (3) 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化<br>(内閣府等との共同要望)         | 【所得税等】 | 拡充 |
| (4) 幼稚園・保育所等に土地を貸与した場合の非課税措置の創設<br>(内閣府、厚生労働省との共同要望)           | 【相続税等】 | 新設 |
| (5) 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の子供の貧困対策への拡充<br>(内閣府、金融庁、厚生労働省との共同要望) | 【贈与税】  | 拡充 |
| (6) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充<br>(経済産業省等との共同要望)                 | 【法人税等】 | 拡充 |

## 2. スポーツ、文化関係

- |  |           |         |
|--|-----------|---------|
| (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置                  | 【所得税等】    | 新設      |
| (2) 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置                         | 【法人税等】    | 新設      |
| (3) <b>ゴルフ場利用税の廃止</b>  | 【ゴルフ場利用税】 | 拡充<br>※ |
| (4) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ<br>(厚生労働省との共同要望) | 【たばこ税等】   | 新設<br>※ |
| (5) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充         | 【固定資産税等】  | 拡充      |
| (6) 文化財建造物である家屋及びその敷地の相続に係る特例措置の拡充                             | 【相続税】     | 拡充      |

## 3. その他制度改正に伴うもの等

- |   |         |    |
|---|---------|----|
| (1) (独) 教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置                    | 【法人税等】  | 新設 |
| (2) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃<br>(厚生労働省、総務省、財務省等との共同要望) | 【法人税等】  | 新設 |
| (3) 県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲                        | 【個人住民税】 | 新設 |

## 2. スポーツ、文化関係

### (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置【所得税等】〈新設〉

IOC（国際オリンピック委員会）からの要望を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のために来日する大会関係者を対象とし、以下の税制上の所要の措置を講ずる。

- ・本国での課税を原則とし、大会関連の活動により生じた国内源泉所得について所得税等を非課税とする。等

※2016年リオ大会、2012年ロンドン大会においても、開催国において同様の措置がなされている。

### (2) 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置【法人税等】〈新設〉

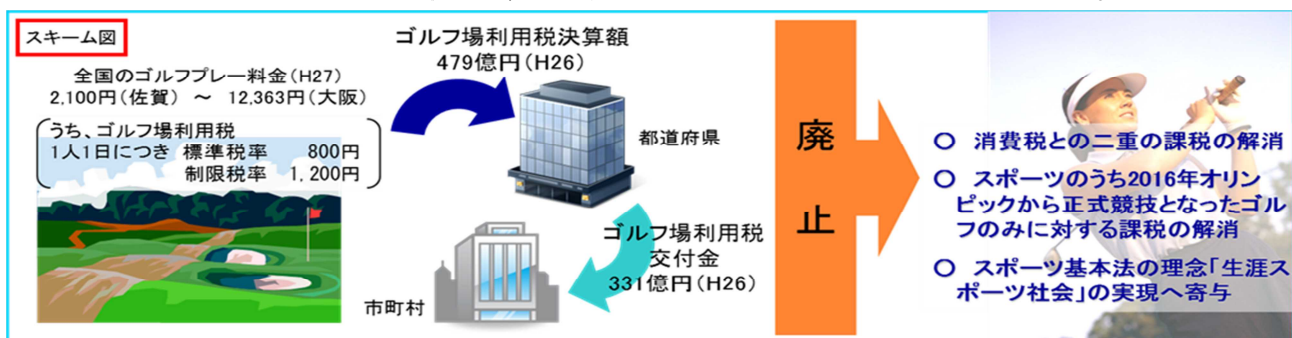
2019年ラグビーワールドカップ主催者（RWC L（ラグビーワールドカップ・リミテッド））からの要望を踏まえ、2019年ラグビーワールドカップ大会のために来日する大会関係者を対象とし、以下の税制上の所要の措置を講ずる。

- ・本国での課税を原則とし、大会関連の活動により生じた国内源泉所得について法人税等を非課税とする。

※2015年英国大会においても、開催国において同様の措置がなされている。

### (3) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】〈拡充〉

平成23年に成立・施行されたスポーツ基本法により生涯スポーツ社会の実現が理念として規定されたことを踏まえ、国民スポーツ、生涯スポーツとして国民に広く親しまれ、また、2016年リオデジャネイロオリンピックから正式競技となったゴルフをプレーする際に課税されるゴルフ場利用税を廃止する。これにより、多種多様なスポーツの中で唯一ゴルフのみが課税されている現状を解消し、生涯スポーツ社会の実現を目指す。



※現状、18歳未満の者、70歳以上の者、障害者がゴルフ場を利用する場合等にはゴルフ場利用税が非課税となっている。

**参 考** スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（抜粋）

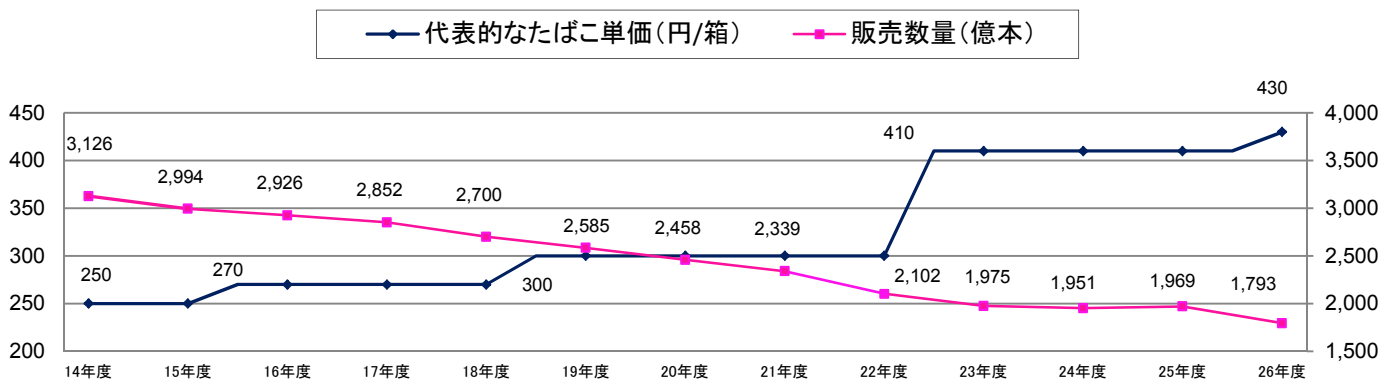
（基本理念）

第 2 条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

**（４）国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ（厚生労働省との共同要望）【たばこ税等】〈新設〉**

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約(FCTC)」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていること、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてスポーツによる健康増進を図るにあたり、たばこの消費抑制がその基盤となること、また、青少年による喫煙の防止にも貢献すること等を踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率の引上げを行う。

（たばこの価格と販売数量の変化）



**参 考** WHOとIOCとの合意（2010年）

世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、すべての人々のためのスポーツ、たばこのないオリンピック及び子どもの肥満を予防することを共同で推進することについて合意した。（2010年7月21日ローザンヌ）